

平成25年8月28日

岩手労働局発表

報道関係者 各位

岩手労働局労働基準部賃金室

(担当) 賃金室長 藤本 行男  
室長補佐 鈴木 千春

(電話) 019 - 604 - 3008

## 岩手県最低賃金の改正を岩手労働局長に答申 (現行時間額を12円引上げ665円に)

岩手県内全ての事業場に適用される岩手県最低賃金(現行時間額653円)の改正について、岩手地方最低賃金審議会(会長 種田 勝)は、岩手労働局長(弓 信幸)の諮問を受け、中央最低賃金審議会の目安答申、県内の景気動向、賃金の状況等を基に調査審議を重ねてきたところ、8月28日に開催された第3回岩手地方最低賃金審議会において下記のとおり岩手県最低賃金の改正決定を答申した。

この答申を受け、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、地域の労働者又はこれを使用する使用者からの異議の申出を受けた後、官報公示を行い、早ければ本年10月下旬に岩手県最低賃金が改正発効されることになる。

記

時間額 665円 (引上げ額12円、引上げ率1.84%)

< 参 考 >

1 岩手県内で事業を営む使用者及びそれに使用される労働者(公務員を除く。)

対象業種 全産業

対象事業場数 64,293事業場

対象労働者数 464,718人

(注) 対象事業場数及び労働者数は、総務省統計局の「平成21年度経済センサス」を基に算定した。

2 岩手県最低賃金の推移

単位:円

年 度	発効年月日	日 額	時 間 額	引上げ額
5年度	H5.10.3	4,223	529 (583)	17
6年度	H6.10.6	4,328	541 (597)	12
7年度	H7.10.11	4,431	554 (611)	13
8年度	H8.10.4	4,526	566 (623)	12
9年度	H9.10.1	4,629	579 (637)	13
10年度	H10.10.1	4,713	590 (649)	11
11年度	H11.10.1	4,757	595 (654)	5
12年度	H12.10.1	4,795	600 (659)	5
13年度	H13.10.1	4,829	604 (663)	4
14年度	H14.10.1		605 (663)	1
15年度	H14.10.1		605 (664)	0
16年度	H16.10.1		606 (665)	1
17年度	H17.10.1		608 (668)	2
18年度	H18.10.1		610 (673)	2
19年度	H19.10.28		619 (687)	9
20年度	H20.10.30		628 (703)	9
21年度	H21.10.4		631 (713)	3
22年度	H22.10.30		644 (730)	13
23年度	H23.11.11		645 (737)	1
24年度	H24.10.20		653(749)	8
25年度			665	12

時間額欄の括弧書きは、全国加重平均額。